

事務連絡
令和 2年 9月 29日

岡山県介護保険関連団体協議会 御中

岡山県保健福祉部長寿社会課

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第8報）

介護保険行政の推進につきまして、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、本県が指定権限を持つ施設・事業所に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

各団体におかれましても、感染防止策の継続について、御協力いただくとともに、加盟施設等へ周知をお願いします。

指 第 697 号
令和2年9月29日

各社会福祉施設等
施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について（第8報）

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び貴施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

県内では、9月の新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、比較的落ち着いた状況にあります。こうした中、社会経済活動を推進しつつ、感染の再拡大を防ぐため、令和2年10月1日から同年11月30日までの間における感染症対策に係る県民の皆様への協力のお願いを、別添1のとおり行いました。

特に、高齢者の利用する福祉施設においては、別紙の「『2 事業者の皆様へのお願い』における適切な感染防止策の具体的な内容」により、引き続き、対策を徹底するとともに、インフルエンザワクチンの適切な接種について御協力をお願いします。

なお、障害福祉施設、保護施設及び無料低額宿泊所においても、高齢者福祉施設に求める感染防止策を参考に、対策を継続いただくようお願いします。

○感染防止策の具体的な内容(主なもの)

- ・ 来訪者へのマスク着用の周知及び従事者、利用者のマスク着用
- ・ こまめな手洗いの奨励
- ・ 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ・ 利用者の健康管理(有症状者の利用の制限など)
- ・ 従事者の健康管理(有症状者の自宅待機など)
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者(他の利用者や従事者)をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫

【添付書類】

別添1:岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力のお願い

別添2:「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力のお願い」
改訂の主なポイント

別添3:季節性インフルエンザワクチン接種時期ご協力のお願い

※9月15日発出の第7報に添付した「11月末までの催物の開催制限等について」についての変更はないため、今回の通知には添付していません。

岡山県保健福祉部

保健福祉課指導監査室

TEL:086-226-7917 FAX:086-226-7919

障害福祉課障害福祉サービス班

TEL:086-226-7345 FAX:086-224-6520

長寿社会課介護保険推進班

TEL:086-226-7324 FAX:086-224-2215

【別添1】

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部
令和2年9月29日

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に 係る県民の皆様への協力のお願い

県内では、9月の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、比較的落ち着いた状況にあります。

社会経済活動を推進しつつ、感染の再拡大を防ぐため、皆様には、令和2年10月1日から令和2年11月30日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、この方針は、地域の感染状況等により、必要に応じて見直すこととします。

1 県民の皆様へのお願い

(1) 「新しい生活様式」の実践のお願い

- ・手洗いの徹底や人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指衛生の徹底、人との距離を保つなど、「新しい生活様式」を実践するようお願いします。
- ・ご家族や周りの大切な人を守るためにも、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録をお願いします。

(2) 飲食店等利用時の留意事項

- ・飲食店等では、以下のことについて注意してください。
 - ① 発熱や咳など異常が認められる場合は、利用しないようにしましょう。
 - ② できる限り混雑する時間帯を避けましょう。
 - ③ 大人数での飲み会を避けましょう。
 - ④ デリバリー・テイクアウトも活用しましょう。
 - ⑤ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力しましょう。
 - ⑥ 食事の前に、手洗い・消毒をしましょう。
 - ⑦ 咳エチケットを守りましょう。会話の声は控えめにし、大声につながりやすい大量の飲酒を避けましょう。
 - ⑧ 食事中以外はマスクをしましょう。
 - ⑨ 入店時には、「もしサポ岡山」のQRコードにタッチしましょう。
 - ⑩ 接待を伴う飲食店やカラオケでは、特に注意しましょう。

(3) ご高齢の方とそのご家族などへのお願い

- ・ご高齢の方は、ご自身の身を守るため、外出の際は、できるだけ人混みを避けて行動しましょう。スーパーマーケットなどは、混雑しない時間に利用しましょう。
- ・ご高齢の家族と同居している方など、高齢者と接触する機会のある方は、夜の繁華街などの行動は、特に慎重にお願いします。

(4) 県外への移動についてのお願い

- ・感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況等を確認し、夜の繁華街などでは、特に慎重に行動してください。

(5) 正しい情報に基づく行動や誹謗中傷をしないことのお願い

- ・不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいて冷静な行動をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染された方やそのご家族、医療関係者などへの誹謗中傷は、絶対に行わないでください。

(6) 定期検診や予防接種の計画的な受診のお願い

- ・定期検診や持病の治療、予防接種などの健康管理は重要です。計画的に受診しましょう。
- ・冬に向けて、インフルエンザワクチンを適切に接種していただくようお願いします。その際、高齢者などの優先接種への協力をお願いします。

2 事業者の皆様へのお願い

- ・基本的な感染防止対策は別紙のとおりです。
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、別紙のとおり、適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・「もしサポ岡山」への登録や参加者名簿の作成など、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。

3 イベント等を主催される方へのお願い

- ・イベント等の開催に当たっては、令和2年9月11日付け内閣官房新型

コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」に示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

- ・参加人数が1,000人を超えるようなイベント等については、県に事前相談をするようお願いします。
- ・開催に当たっては、「もしサポ岡山」への登録や参加者名簿の作成など、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。

(別紙)

「2 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的な内容

○ すべての施設に求める基本的な感染防止策

- ・こまめな手洗いの奨励
- ・施設内のかまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ・入場時の検温、入場を断った場合の払い戻し措置
- ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
- ・「もしサポ岡山」や接触確認アプリ（COCOA）の奨励
- ・イベント前後の感染防止の注意喚起

○ 上記「すべての施設に求める基本的な感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
- ・従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
- ・飲食時や休憩室などの他の従事者との一定間隔の確保
- ・複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ・ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者（他の利用者や従事者）ができるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫

「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る 県民の皆様への協力のお願い」改訂の主なポイント

○ 改訂の基本的な考え方

県内では、9月の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が比較的落ち着いた状況にあり、現時点では、本県独自の踏み込んだ取組を行う状況にはないと考えられることから、国に準じた内容に改訂した。（期間は令和2年10月1日～令和2年11月30日）

○ 県民の皆様へのお願い

・飲食店等利用時の留意事項

国のGo To Eatキャンペーン参加飲食店の利用者に求められる感染症対策に準じるものとした。

・県外への移動についてのお願い

「観光は、県内や近隣県から」との記述を削除し、移動先に係る規定を設けないこととした。

・定期検診や予防接種の計画的な受診のお願い

新たに、定期検診などの健康管理を計画的に行うとともに、インフルエンザワクチンを適切に接種するようお願いすることとした。

○ 事業者の皆様へのお願い

国が示した基本的な感染防止対策を取ることとした。なお、高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、適切な感染防止策をお願いすることとした。

○ イベント等を主催される方へのお願い

国の事務連絡で示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底していただくようお願いすることとした。なお、参加人数が1,000人を超えるイベント等は、県に事前相談するよう求める。

季節性インフルエンザワクチン 接種時期ご協力のお願い



今年は過去5年で最大量（最大約6300万人分）のワクチンを供給予定ですが、
より必要とされている方に確実に届くように、ご協力ををお願いします。

10月 1日～

接種希望の方はお早めに

65歳以上の方（定期接種対象者）※

※65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

※定期接種の開始日は、お住まいの市町村で異なりますのでご確認下さい。

上記以外の方は

10月26日まで接種をお待ちください

65歳以上の方の接種ができるよう
ご協力ををお願いいたします

10月26日～

接種希望の方はお早めに

医療従事者

基礎疾患有する方

妊婦

生後6ヶ月～小学校2年生

上記以外の方も接種できます

皆様へのお願い

- ・感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い の徹底も
お願いします。
- ・接種に当たっては、あらかじめ医療機関に**お電話での予約**をお願いします。
- ・インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の
体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体
調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いします。
- ・お示しした日程はあくまで目安であり、前後があっても接種を妨げるものではありません。